企業局建設コンサルタント業務等委託業務低入札価格調査試行要領

平成１７年　６月１５日
平成２１年　５月　１日
平成２５年　９月２７日
平成２８年　３月２９日
平成２９年　３月３０日
平成３０年　８月２１日
令和　元年　７月　１日
令和　２年　４月　１日
令和　４年　４月　１日
令和　６年　３月２８日
令和　６年　５月１３日

（目的）

第１条　この要領は，茨城県企業局会計規程（平成５年４月１日茨城県企業管理規程第５号）の規定に基づき，茨城県企業局が行う建設工事に係る測量業務，土木関係建設コンサルタント業務，建築関係建設コンサルタント業務，地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）の委託の契約を締結しようとする場合において，同規程第９９条第２項の規定により，最低の価格をもって申し込みをした者の当該申し込みに係る価格によっては，契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合における落札者の決定に関して必要な手続きを定めるものとする。

（対象建設コンサルタント業務）

第２条　本制度を適用するのは，１件の委託に付する額が３，０００万円以上の建設コンサルタント業務とする。

（調査基準価格の設定）

第３条　茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程（平成８年茨城県企業管理規程第１５号）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合の基準は，その者の申込みに係る価格（消費税及び地方消費税を含む額）が，（１）～（２）により契約ごとに算定した割合を予定価格（消費税及び地方消費税を除く額）に乗じて得た額（ただし，その割合が１０分の６（地質調査業務にあっては３分の２）の場合にあっては１万円未満を切上げとし，それ以外の場合にあっては１万円未満を切捨てとする。）に１００分の１１０を乗じて得た額（以下「調査基準価格」という）を下回った場合とする。

（１）予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計（１万円未満切り捨て）に，１００分の１１０を乗じて得た額を予定価格で除して得た額とする。ただし，その割合が１０分の８．１を超える場合にあっては１０分の８．１とし，１０分の６に満たない場合にあっては１０分の６とする。

測量業務にあってはその割合が１０分の８．２を超える場合にあっては１０分の８．２，１０分の６に満たない場合にあっては１０分の６とする。

地質調査業務にあってはその割合が１０分の８．５を超える場合にあっては１０分の８．５

とし，３分の２に満たない場合にあっては３分の２とする。

①測量業務

イ　直接測量費の額

ロ　測量調査費の額

ハ　諸経費に１０分の５を乗じて得た額

②土木関係建設コンサルタント業務

イ　直接人件費の額

ロ　直接経費の額

ハ　その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額

ニ　一般管理費等の額に１０分の５を乗じて得た額

③建築関係建設コンサルタント業務

イ　直接人件費の額

ロ　特別経費の額

ハ　技術料等経費の額に１０分の６を乗じて得た額

二　諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額

④地質調査業務

イ　直接調査費の額

ロ　間接調査費の額に１０分の９を乗じて得た額

ハ　解析等調査業務費の額に１０分の８を乗じて得た額

ニ　諸経費の額に１０分の５を乗じて得た額

⑤補償関係コンサルタント業務

イ　直接人件費の額

ロ　直接経費の額

ハ　その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額

ニ　一般管理費等の額に１０分の５を乗じて得た額

（２）特別なものについては，（１）の算定方法にかかわらず１０分の６から１０分の８．１（測量業務にあっては１０分の６から１０分の８．２まで，地質調査業務にあっては３分の２から１０分の８．５まで）の範囲内で適宜の割合とする。

（予定価格表への記載）

第４条　前条の割合により調査基準価格を確定し，具体的金額を，茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準（平成８年茨城県企業局訓令第１号。以下「監督規準」という。）に基づく予定価格表の「調査基準価格」の欄に記載し，さらに，当該調査価格に１１０分の１００を乗じて得た金額を「入札書比較価格」の欄に記載する。

（入札参加者への周知）

第５条　本制度の円滑な運用を図るため，本条第２項から第３項により，入札価格によっては最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある旨，周知させるものとする。

２　政府調達に関する協定に係る公募型競争入札

別に定める要領に基づく入札公告及び入札説明書によるものとする。

３　指名競争入札

監督規準に基づく委託業務入札通知書表面の「最低制限価格」の欄の「最低制限価格」の文

字を「＝」（２重線）で消し，「調査基準価格」と記載するとともに，裏面２（７）に，なお書として，次の文面を挿入することとする。

「なお，落札者となるべき者の入札によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは，その者を落札者とせず，予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち，最低の価格をもって入札した者を落札者とする。」

（入札の執行）

第６条　入札の結果，いずれかの入札者が調査基準価格を下回る入札をした者（以下「低入札者」という。）である場合には，入札執行者は，全ての入札者に対して「低入札調査基準価格を下回ったため保留」と宣言し，地方自治法施行令第１６７条の１０第１項の規定により落札者は後日決定する旨を告げて，入札を保留する。

また，入札執行者は，監督規準に基づく入札書取書に「低入札調査基準価格を下回ったため保留」と記入する。

（調査の実施）

第７条　事業主管課長及び発注機関の長（以下「事業主管課長等」という。）は，前条の規定により入札を保留としたときは、低入札者に対し、入札価格に係る調査について（様式第１－１号）により、回答書（様式第１－２号）又は低入札価格調査辞退届出（様式１－３号）の提出を求める。

事業主管課長等は、低入札者から回答書が提出されたときは、次の①～⑫に掲げる事項について、事情聴取、関係機関への照会等の方法により調査を行い、低入札価格調査辞退届出が提出された場合又は回答書及び低入札価格調査辞退届出のいずれも提出されなかったときは調査を終了するものとする。なお、低入札者が複数あったときは、最低価格入札者から順に調査を行うことを基本とするが、必要に応じ、これらの低入札者に対し、並行して調査を実施すること（以下「並行調査」という。）ができるものとする。

①　その価格により入札した理由
②　入札価格の積算内訳書と仕様書の整合
③　会社及び配置予定技術者の手持業務の状況
④　配置予定技術者の保有する資格・経歴
⑤　業務計画の内容及びその具体的な実施体制
⑥　労務員の具体的供給見通し
⑦　業務を再委託する場合，その内容，金額，再委託予定業者名
⑧　手持（調達）測量機材等の状況
⑨　過去に受注した同種業務の履行実績
⑩　経営状況
⑪　信用状態
⑫　その他必要な事項

２　第１項の規定により提出を求める資料（以下，「各種調査資料」という。）については，その提出後における差し替え又は追加提出は認めない。ただし，調査の過程において事業主管課長等が必要と認めた場合は，原則１回に限り追加資料の提出を認めるものとする。

３　事業主管課長等は，事情聴取までの間に，調査対象者から提出された各種調査資料の内容を精査し，県の積算との比較等により疑問点・問題点を整理し，事情聴取項目の整理を行うもの

とする。

４　第１項に基づく調査の結果，以下の項目のいずれかに該当する場合は，当該入札が「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合」と判断する。

①　各種調査資料が一部でも提出されない場合。

②　積算内訳書と，各種調査資料の記載内容が整合していない場合。

③　企業努力に基づく適正な見積に基づく公正な価格競争の結果でないと認められる場合。

④　業務の手抜き等による品質の低下，再委託業者へのしわ寄せ，労働条件の悪化，安全対策の不徹底につながる恐れがあると認められる場合。

⑤　入札金額の積算に係る数量が，設計数量を満たしていない場合。

⑥　配置予定の技術者が，県の仕様書等に示した必要な資格を満たしていない場合。

⑦　機材について，発注者の示した設計仕様等に適合した品質・規格を満足していない場合。

⑧　関係法令，仕様書等に違反する事項があると認められる場合。

⑨　調査において，発注者に対する合理的な説明がなされない場合。

⑩　発注者が求めるすべての資料が，一部でも提出（提示）されない場合。

（調査後の措置）

第８条　事業主管課長等は，前条の調査を実施したときは，調査結果について，別　に定める低入札価格審査部会（以下「審査部会」という。）に対し，「低入札価格審査部会での審査について」（様式第６号）に「低入札価格調査表」（様式第３号）を付して，審査を求めるものとする。

２　事業主管課長等は，前項の審査部会の審査を経て，別に定める入札委員会（以下「入札委員会」という。）に対し，「低入札価格調査対象業者（非）落札決定伺い」（様式第２号または８号）に「低入札価格調査表」（様式第３号）及び「低入札価格審査部会での審査結果について」（様式第７号）を付して，審査を求めるものとする。

３　審査部会は，第１項の審査の結果について，「低入札価格審査部会での審査結果について」（様式第７号）により，入札委員会に対し意見を表示するものとする。

４　事業主管課長等は，審査部会及び入札委員会の審査結果を踏まえ，落札者を決定するものとする。

５　事業主管課長等は，入札委員会の審査結果により，調査を行った者を落札者としなかった場合は，その者に対し「入札結果通知書」（様式第１１号）を通知することとする。

なお，次順位者が予定価格の制限の範囲内の価格かつ調査基準価格を下回らない価格をもって申込をしている場合はその者を落札者とすることができるが，次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には，第７条以降と同様の手続きによることとし，次順位者に対し「入札価格に係る調査について」（様式第９号）により通知し，前条の調査を行うものとする。ただし，並行調査を行う場合を除く。

６　事業主管課長等は，落札者を決定したときは，落札者に対し「入札結果通知書」（様式第４号）により落札者となった旨を通知するとともに，その他の入札者に対し「入札結果通知書」（様式第５号）により通知するものとする（電子入札による場合を除く）。

なお，政府調達協定の対象となる建設コンサルタント業務にあっては，茨城県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成８年茨城県企業管理規程第１０号）の規定により準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年茨城県規則第９８号。以下「特例財務規則」という。）第１０条の規定に留意すること。

７　事業主管課長等は，前条第１項の規定により低入札者から低入札価格調査辞退届出が提

出され調査を終了したとき，又は回答書及び低入札価格調査辞退届出のいずれかの提出がなかったときは，当該低入札者の入札を無効とする。

（調査結果の公表）

第９条　事業主管課長等は，落札者が決定したときは，速やかに，業務担当課所及び茨城県公共事業情報センターにおいて閲覧に供している入札書取書の写しに，低入札者の入札の結果を，「落札」，「失格」又は「無効」の区分により記入する。

付　則

この要領は，平成１７年７月１日から適用する。

付　則

この要領は，平成２１年５月１日から適用する。

付　則

この要領は，平成２５年１０月１日から適用する。

付　則

この要領は，平成２８年４月１日から適用する。

付　則

この要領は，平成２９年４月１日から適用する。

付　則

この要領は，平成３０年８月２１日から適用する。

付　則

この要領は，令和元年７月１日以降に公告又は指名通知を行う建設コンサルタント業務等委託から適用する。ただし，第３条における「１００分の１１０」，第４条における　「１１０分の１００」について，消費税及び地方消費税の税率を８％として当初契約する建設コンサルタント業務等委託においてはそれぞれ「１００分の１０８」，「１０８分の１００」と読み替える

付　則

この要領は，令和２年４月１日以降に起工決議を行う建設コンサルタント業務委託から適用する。

付　則

この要領は，令和４年４月１日以降に起工決議を行う建設コンサルタント業務委託から適用する。

付　則

この要領は，令和６年４月１日以降に公告又は指名通知を行う建設コンサルタント業務等委託から適用する。

付　則

この要領は，令和６年５月２０日以降に公告又は指名通知を行う建設コンサルタント業務等委託から適用する。

様式第１－１号

第　　号
年　　月　　日

殿

茨城県企業局
○○課（所）長

入札価格に係る調査について

年　　月　　日に入札を執行し開札の結果，落札の決定を保留していた○○○○業務委託について，貴社の入札した入札価格が，調査基準価格を下回っていますので，下記により書類を作成し，　　年　　月　　日までに提出して下さい。

記

１　提出資料

下記（１）、（２）のいずれかの書類を提出して下さい。

（１）回答書（様式１－２号）

次の調査項目の順に回答して下さい。

①　その価格により入札した理由

②　当該業務の実施に当たって，貴社がその価格で実施可能であるとしていることについて，次の観点から回答して下さい。

ア　会社及び配置予定技術者の手持業務の状況

イ　配置予定技術者の保有する資格・経歴

ウ　業務計画の内容及びその具体的な実施体制

エ　手持（調達）測量機材等の状況

オ　労務員の具体的供給見通し

カ　過去に受注した同種業務の履行実績（委託業務名及び発注者名）

キ　業務を再委託する場合，その内容，金額，再委託予定業者名

ク　経営状況（過去２年間の決算報告書，取引金融機関名）

③　その他②以外の特別な理由により，市場価格より低い価格で当該業務が履行できる理由があれば，その理由を回答して下さい。

④積算内訳書（見積書）

貴社の工事費内訳書が県の設計書に対応していない場合は，県の設計書に対応した内訳書を作成し，提出して下さい。

また，必要に応じて，再委託業者の見積書の写しを添付して下さい。

⑤　事業報告書等

貴社の最新の事業報告書の写し及び過去３年間の公共委託業務受注実績一覧表（業務名・発注者・内容）を提出して下さい。

（２）低入札価格調査辞退届出（様式１－３号）

２　留意事項

（１）回答書を提出した場合

後日，事情聴取（ヒアリング）を行います。事情聴取の日時，場所等は別途連絡します。

（２）低入札価格調査辞退届出を提出した場合

低入札価格調査を終了します（入札は無効となります）。

なお，本届出の提出により無効となった場合でも，不利益な取り扱いを受けることはありません。

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

様式第１－２号

回　答　書

工事番号	第　　号		
委託業務名			
発注課(所)名			
会　社　名			
回答者職氏名			
入札年月日	年　　月　　日	入札額(消費税及び地方承知税を除く額)	円

回　　答

①当該価格により入札した理由　※積算内訳書を添付
（入札価格及び県の仕様書（金抜き設計書）に対応するもので，再委託予定部分を明示したものを作成し添付すること。）

②－ア会社及び配置予定技術者の手持業務状況（入札時現在の状況）
・会社の手持業務状況
・技術者の保有状況及び配置状況
・管理技術者の手持業務数
・照査技術者の手持業務数

②－イ配置予定技術者の保有する資格・経歴
・管理技術者が保有する資格・経歴
・照査技術者が保有する資格・経歴

②－ウ業務計画の内容及びその具体的な実施体制（別紙可） ・当該業務を遂行する上での課題，着眼点と問題解決のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント ・概略の業務工程（個別業務の必要日数，技術者の拘束日数等） ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等） ・業務組織計画（設計業務：管理技術者及び照査技術者と実務担当者並びに担当部門の組織図） （測量業務：主任技術者及び測量担当者と担当部門の組織図） （地質調査：作業責任者及び作業の班編制とその内容） ・想定される成果品量（図面の種類と枚数，報告書の予定ページ数等） ・業務に使用する主な基準書，図書類等
②－エ手持（調達）測量機材等の状況 ・手持機材の有無及び概要 ・調達機材の有無及び概要
②－オ労務員の具体的供給見通し ・労務員及び業務に係る拘束日数，労務単価の根拠（過去３月分の支払い給与実績等が確認できる給与明細又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付）等
②－カ過去に受注した同種業務の履行実績（委託業務名及び発注者名，別紙可）
②－キ業務を再委託する場合，その内容，金額，再委託予定業者名 ・再委託内容，再委託予定業者名，入札者との関係 ・調達資材，調達予定業者名，入札者との関係 ・再委託業者の見積書に係る労務費について，その再委託業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去３月分の給与明細又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付すること
②－ク経営状況 ・過去２年間の決算報告書 ・取引金融機関名
③その他

④調査のために特に回答を求められた事項
以上相違ありません。 年　　月　　日 商号又は名称 代 表 者 名

※１　貴社の積算内訳書が県の設計書に対応していない場合は，県の設計書に対応した内訳書を作成し，添付すること。

また，必要に応じて，再委託業者の見積書の写しを添付して下さい。

※２　貴社の最新の事業報告書の写し及び過去３年間の公共委託業務受注実績一覧表（業務名・発注者・内容）を添付すること。

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

様式第１－３号

低入札価格調査辞退届出

殿

年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

業務名：

上記について，　　年　　月　　日付け　　第　　号にて通知を受けた入札価格に係る調査について，回答書を提出しないことを届け出ます。

この結果，低入札価格調査が中止となり，入札が無効と取扱われることについても，異存はありません。

様式第２号

低入札価格調査対象業者落札決定伺い

年　　月　　日　茨城県企業局　　課（所）

会　長	副会長	委　　員					

１　当該委託業務の概要

（1）委託業務名

（2）内　　容

（3）落札業者，調査基準価格，及び落札価格

２　調査の結果，適合した履行がされると認められる理由

様式第３号

低入札価格調査表

工事番号			
委託業務名			
調査基準価格		入札価格	
調査年月日			
調査対象業者名			
調査応諾者職氏名			
調査実施者職氏名			

判断事項	判断
①　各種資料がすべて提出されているか	適 不適
②　積算内訳書と，その他調査資料の記載内容が整合しているか。	適 不適
③　企業努力，適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であるか。 確認の視点 ・ ・	適 不適
④　業務の手抜き等による品質の低下，再委託業者へのしわ寄せ，労働条件の悪化，安全対策の不徹底につながる恐れはないか。 確認の視点 ・ ・	適 不適
⑤　入札金額の積算に係る数量が，設計数量を満たしているか。	適 不適
⑥　配置予定技術者が，県の仕様書を満たす資格者等であるか。 確認した資格：	適 不適
⑦　機材について，設計仕様等に適合した品質・規格を満足しているか。 確認した機材等：	適 不適
⑧　関係法令，仕様書等に違反する事項はないか。 特に注意した法令等：	適 不適
⑨　調査に対する合理的な説明があったか。	適 不適
⑩　発注者が求めた全ての資料の提出（提示）があったか。	適 不適
○　その他	適 不適

《入札担当課の判断》

□　契約の内容に適合した履行がされると認める（当該業者を落札者とする）

□　契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める（次順位者を落札者とするか，又は低入札価格調査対象者とする）

〈理由〉

年　　月　　日

○○課（室）長

様式第４号

第　　号
年　　月　　日

殿

茨城県企業局
○○課（所）長

入　札　結　果　通　知　書

　　年　　月　　日に入札を執行し開札の結果，落札の決定を保留していた下記の業務について，調査の結果，　　年　　月　　日付けで貴殿に落札決定したので，通知します。

記

１　工 事 番 号

２　委託業務名

様式第５号

第　　号
年　　月　　日

殿

茨城県企業局
○○課（所）長

入　札　結　果　通　知　書

年　　月　　日に入札を執行し開札の結果，落札の決定を保留していた件について，調査の結果，下記のとおり決定したので，通知します。

記

１　工 事 番 号

２　委託業務名

３　落札業者名

４　落 札 金 額

５　落札決定日

様式第６号

第　　号
年　　月　　日

低入札価格審査部会長　殿

○○課（所）長

低入札価格審査部会での審査について

年　　月　　日に入札を執行した下記の業務については，調査の結果，契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるので，別紙のとおり低入札価格調査表を提出し，低入札価格審査部会での審査を求めます。

記

１　工事番号

２　委託業務名

３　調査対象業者名

様式第７号

第　　号
年　　月　　日

○○課（所）長　殿

低入札価格審査部会長

低入札価格審査部会での審査結果について

年　　月　　日付け　第　　号により審査を求められた下記の業務に係る低入札価格審査部会での審査結果は，下記のとおりです。

記

１　工　事　番　号

２　委 託 業 務 名

３　調査対象業者名

４　審　査　結　果

様式第８号

低入札価格調査対象業者非落札決定伺い

年　　月　　日　茨城県企業局　　課（所）

会　長	副会長	委　　員					

１　当該工事の概要

（1）委託業務名

（2）内　　容

（3）非落札対象業者，調査基準価格，及び入札価格

２　調査の結果，適合した履行がされないおそれがあると認められる理由

様式第９号

第　　号
年　　月　　日

殿

茨城県企業局
○○課（所）長

入札価格に係る調査について

年　　月　　日に入札を執行し開札の結果，落札の決定を保留していた○○○○○委託業務について，（最初の調査対象業者名）を落札者としないことに決定しました。ついては，貴社の入札した入札価格が，調査基準価格を下回っていますので，下記により書類を作成し，　　年　　月　　日までに提出して下さい。

記

１　提出資料

下記（１）、（２）のいずれかの書類を提出して下さい。

（１）回答書（様式１－２号）

次の調査項目の順に回答して下さい。

①　その価格により入札した理由

②　当該業務の実施に当たって，貴社がその価格で実施可能であるとしていることについて，次の観点から回答して下さい。

ア　会社及び配置予定技術者の手持業務の状況
イ　配置予定技術者の保有する資格・経歴
ウ　業務計画の内容及びその具体的な実施体制
エ　手持（調達）測量機材等の状況
オ　労務員の具体的供給見通し
カ　過去に受注した同種業務の履行実績（委託業務名及び発注者名）
キ　業務を再委託する場合，その内容，金額，再委託予定業者名
ク　経営状況（過去２年間の決算報告書，取引金融機関名）

③　その他②以外の特別な理由により，市場価格より低い価格で当該業務が履行できる理由があれば，その理由を回答して下さい。

④積算内訳書（見積書）

貴社の工事費内訳書が県の設計書に対応していない場合は，県の設計書に対応した内訳書を作成し，提出して下さい。

また，必要に応じて，再委託業者の見積書の写しを添付して下さい。

⑤　事業報告書等

貴社の最新の事業報告書の写し及び過去３年間の公共委託業務受注実績一覧表（業務名・発注者・内容）を提出して下さい。

（２）低入札価格調査辞退届出（様式１－３号）

２　留意事項

（１）回答書を提出した場合

後日，事情聴取（ヒアリング）を行います。事情聴取の日時，場所等は別途連絡します。

（２）低入札価格調査辞退届出を提出した場合

低入札価格調査を終了します（入札は無効となります）。

なお，本届出の提出により無効となった場合でも，不利益な取り扱いを受けることはありません

様式第１１号

第　　号
年　　月　　日

殿

茨城県企業局
○○課（所）長

入　札　結　果　通　知　書

年　　月　　日に入札を執行し開札の結果，落札の決定を保留していた下記の業務について，調査の結果，契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認め，貴殿を落札者に決定しないこととなったので，通知します。

記

１　工 事 番 号

２　委託業務名